

JIS

往復動内燃機関駆動式交流発電装置一 第 13 部：安全性

JIS B 8009-13 : 2018

(LEMA/JEMA/JSA)

平成 30 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.12.20

官 報 公 示：平成 30.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本陸用内燃機関協会

(〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-31 TEL 03-3260-9101)

一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	5
4 総則	6
5 危険要因	7
6 安全要求事項及び試験	7
6.1 一般	7
6.2 始動装置	7
6.3 停止	7
6.4 非常停止	8
6.5 制御機器	8
6.6 監視装置	10
6.7 警報装置	10
6.8 ガード	10
6.9 低出力発電装置の安定性	15
6.10 照明	16
6.11 取扱い	16
6.12 機械的強度	17
6.13 防火	17
6.14 RIC 機関のホース、パイプ及び電気ハーネス	18
6.15 電装	18
6.16 騒音	20
6.17 アクセス装置	20
6.18 点検箇所へのアクセス	20
6.19 ガス状及び粒子状排気物質	20
6.20 排液	20
7 取扱説明書	21
7.1 要求事項	21
7.2 検証	21
8 安全ラベル	21
8.1 要求事項	21
8.2 検証	22
9 表示	22
9.1 要求事項	22

	ページ
9.2 検証	23
附属書 A (規定) 危険要因の一覧	24
附属書 B (規定) JIS B 9960-1 の発電装置への適用	26
附属書 C (規定) 取扱説明書－安全上の手引における一般消費者向け低出力発電装置に対する 追加要求事項	35
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	38
解 説	41

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本陸用内燃機関協会(LEMA)、一般社団法人日本電機工業会(JEMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 8009 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS B 8009-1** 第1部：用途、定格及び性能
- JIS B 8009-2** 第2部：機関
- JIS B 8009-5** 第5部：発電装置
- JIS B 8009-6** 第6部：試験方法
- JIS B 8009-7** 第7部：仕様書及び設計のための技術情報
- JIS B 8009-9** 第9部：機械振動の測定及び評価
- JIS B 8009-10** 第10部：空気音の測定方法
- JIS B 8009-12** 第12部：非常用発電装置
- JIS B 8009-13** 第13部：安全性

なお、対応国際規格 **ISO 8528** は、更に次の部によって構成される。

- Part 3: Alternating current generators for generating sets
- Part 4: Controlgear and switchgear
- Part 8: Requirements and tests for low-power generating sets

白 紙

往復動内燃機関駆動式交流発電装置— 第 13 部：安全性

Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 13: Safety

序文

この規格は、2016 年に第 1 版として発行された ISO 8528-13 を基とし、我が国の実情に合わせて、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、往復動内燃（以下、RIC という。）機関、運転において必要な制御装置、開閉装置、補助装置などの付加装置を含めた交流（AC）発電機で構成する、1 000 V までの RIC 機関駆動式発電装置の安全要求事項について規定する。

この規格は、陸上及び海上で使用する（家庭用、娯楽用及び工業用）発電装置に適用する。航洋船及び移動式海洋施設並びに航空機に搭載して使用する又は陸上走行車両及び機関車の推進に使用する発電装置には適用しない。

注記 1 この規格は、アーク溶接装置（JIS C 9300 の規格群参照）には適用しない。

爆発の可能性がある雰囲気での運転をカバーするために必要な特別要求事項については、この規格では取り扱わない。

RIC 機関駆動式発電装置に関わる危険要因については、附属書 A に規定する。

この規格は、適宜、JIS B 8009-2、JIS B 8009-5 及び JIS B 8009-6 の定義及び要求事項に加え、適合しなければならない試験及び安全設計上の特別要求事項について取り扱う。この規格は、使用者を危険から守るための安全要求事項を規定する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 8528-13:2016, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 13: Safety (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）